

一 般 競 争 入 札 公 告

役務の提供等の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和8年2月17日

公益財団法人環境科学技術研究所
総務部長 佐々木 昭吉



1. 競争に付する事項

- 1) 件 名：電気主任技術者業務
- 2) 仕 様 等：仕様書のとおり

2. 入札方法

- 1) 入札当日参加者名簿に会社名、出席者名（代理可）を必ず記入すること。
- 2) 入札書は原則として封書にて提出すること。
- 3) 入札する額は、作業に要する費用の総額とする。
- 4) 落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 5) 入札は当研究所の予定価格に達するまで3回を限度として行う。1回目提出する書類は入札書及び見積書とし、以降2、3回目については入札書のみとする。
- 6) 2回目の入札に付し落札者がいない場合において、1者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合又は1者を除いて他に有効な入札を行った者がいない場合は、以後の入札は行わずに、その1者との随意契約により契約を締結する。
- 7) 3回目の入札に付し落札者がいない場合は、最低入札価格提示者と随意契約により契約を締結する。
- 8) 第1回目のみ入札書を郵送（書留扱いに限る）により提出することができる。この場合は令和8年3月19日（木）17時までに総務部総務課契約係に到着することを要し、封皮には「令和8年3月23日（月）執行 電気主任技術者業務入札書」と明記すること。（入札書及び見積書に記載する日付は開札日とすること。また、封筒には質問書の原本も同封すること。）

3. 入札に参加する者に必要な資格

- 1) 入札に参加を希望する者は、以下のいずれかの参加資格を有することを証明する書類を令和8年3月17日（火）17時までに提出すること。なお、当該参加資格を申請中の場合は、申請中であることを証明する書類を提出することとし、入札の日時までに参加資格を有することを証明する書類を提出すること。
 - (1) 当研究所の競争参加資格「役務の提供等（A 機械設備等の保守・運転管理）」の認定を受けた者。
 - (2) 国の競争参加資格「全省庁統一資格」において前号に相当する競争参加資格の認定を受けた者。
 - (3) 自治体の行政機関において前号に相当する競争参加資格の認定を受けた者。
- 2) 入札に参加を希望する者は、本入札の公告日から開札の時までの間に、国又は自治体の行政機関において指名停止の措置を受けていないこと。

4. 交付期間

交付の日から令和8年3月16日（月） 17時まで

5. 入札・開札の日時及び場所

令和8年3月23日（月） 10時30分

公益財団法人環境科学技術研究所 本館 1F セミナー室
上記日時に遅れたときは、入札に参加することができない。

6. 契約条項及び仕様書を示す場所

〒039-3212

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈字家ノ前1番7

公益財団法人環境科学技術研究所

総務部総務課契約係 山本 良亜樹

（業務請負契約条項Ⅱ及び仕様書等を配付します）

7. その他

別紙のとおり

補 足 説 明 事 項

- 1) 契約書作成の要否
不要
- 2) 入札の無効
 - (1) 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
 - (2) その他入札条件に違反した入札
- 3) 契約手続きについて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 4) 入札者に求められた義務
入札者が作成した書類等は当研究所において審査し、採用し得ると判断した場合の入札書のみを入札の対象とする。また、提出した資料について説明を求められた時は、これに応じなければならない。
- 5) 落札者の決定方法
本仕様書を満足できると判断した場合の入札書のうち、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きによる抽選により落札者を決定する。
入札は、契約の申込として取り扱う。
- 6) 入札保証金及び契約保証金
免除する
- 7) 支払条件
検査払い
- 8) 必要書類
入札には以下の書類を持参すること。
 - (1) 入札書：3枚
 - (2) 見積書：公益財団法人環境科学技術研究所 佐々木 昭吉 宛
(入札書に記載する金額の内訳を記載すること。)
 - (3) 見積書用紙：複数枚
(「(2) 見積書」の中で、値引き額及び値引き後合計額が記載されていないもの。随意契約時に金額を記入のうえ提出すること。)
 - (4) 質問書：原本
 - (5) 委任状、その他これに準ずる書類：代理人(随意契約に関する権限も有すること)をもって入札する場合に提出すること。
- 9) 現場説明
無し
- 10) 質問書
 - (1) 提出期限：令和8年3月17日(火)：12時まで
入札に参加を希望する者は、質問の有無に関わらず、電子メールにて質問書を提出すること。
 - (2) 回 答：令和8年3月18日(水)13時～17時
質問があった場合、上述の時間内に電子メールにて回答する。なお、回答は、入札に参加を希望する者全てに一斉送信する。
 - (3) 質問書の提出先
総務部総務課契約係 山本 良亜樹
E-Mail ies_keiyaku@ies.or.jp
T E L 0175-71-1215 (直通)
- 11) その他
 - (1) 入札申込者心得書のとおり。
 - (2) 契約名称、契約締結日、契約相手の商号又は名称・住所、契約金額を当研究所ホームページに掲載する場合がある。

入 札 書

件 名：電気主任技術者業務

金 額：	円
<hr/>	
消費税：	円
<hr/>	
合 計：	円
<hr/>	

上記金額により契約条項を承認のうえ入札いたします。

令和 年 月 日

公益財団法人環境科学技術研究所

総務部長 佐々木 昭吉 殿

住 所

会社名

代表者

代理人

印

印

令和 年 月 日

質 問 書

公益財団法人環境科学技術研究所
総務部長 佐々木 昭吉 殿

住 所
会社名
代表者

印

入札件名：電気主任技術者業務

【質問事項】

・

令和 年 月 日

委 任 状

公益財団法人環境科学技術研究所
総務部長 佐々木 昭吉 殿

住 所
会社名
代表者

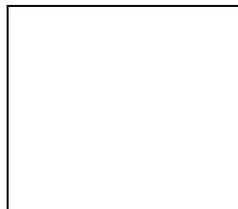
印

私は、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任いたします。

受 任 者	住所
	所属
	氏名

委任事項 以下の入札並びに見積に関する一切の事項
・電気主任技術者業務

受任者使用印鑑



令和8年度

電気主任技術者業務

仕様書

公益財団法人 環境科学技術研究所

1. 目的

本仕様は、公益財団法人 環境科学技術研究所（以下「当研究所」という。）における電気主任技術者業務を受注者に請負わせるための仕様について定めたものである。

本業務は、電気事業法及び当研究所電気工作物保安規程に基づき電気主任技術者を選任した上で、当研究所の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督業務を行うものである。

受注者は、本仕様書に定める内容等を十分に理解し、受注者の責任と負担において本業務を実施するものとする。

2. 実施場所

(1) 本所

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字家ノ前1番7 受電設備 66,000V

(2) 先端分子生物科学研究センター

青森県上北郡六ヶ所村大字鷹架字発茶沢2番121 受電設備 6,600V

3. 実施期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

4. 業務内容等

電気事業法及び当研究所電気工作物保安規程（別紙参照）に基づき、以下の業務を総括するものとする。

- (1) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する指導・監督
- (2) 電気工作物に関する保安上重要な事項の決定に係る助言
- (3) 電気工作物保安規程の改正等における助言
- (4) 年次点検（法定自主検査）における指導、監督
- (5) 所管官庁が法令に基づいて行う検査での立合い
- (6) 電気工作物の設置、改造等の工事計画立案時における助言
- (7) 電気工作物に関する工事（停電範囲と停電時間及び作業用器具等の準備状況の確認を含む）
- (8) 電気工作物の工事完成時の検査（保安上問題がないことの確認）
- (9) 電気工作物保安規程別表に定める「巡視点検測定並びに手入基準」の点検手入及び測定作業時の指導、監督（法令に定める技術基準に適合しない事項が判明した時の適合変更案の立案に係る助言を含む）
- (10) 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対し、電気工作物の保安に関し必要な知識及び技能の教育及び災害その他電気事故が発生した時の措置に関する実地指導訓練の実施
- (11) 非常災害発生時における電気工作物に関する保安を確保するための指揮監督
- (12) 電気工作物に関する委員会における助言等
- (13) その他、電気設備に関する使用の合理化を図るための助言等

5. 業務実施日及び実施時間

(1) 平日

土日祝日及び年末年始並びに当研究所創立記念日(12月3日)の休日以外の日に業務を実施するものとする。

実施時間については、原則として8時30分から17時15分まで(12時から13時までの間は除く)とする。ただし、電気工作物の異常や災害の発生等により工事、維持及び運用に関する指導・監督が必要となる場合には、時間外においても電気工作物に関する保安確保のための指揮監督等の業務を行うことがある。

(2) 平日以外(電気設備の年次点検日等)

①当研究所の電気設備年次点検(年2回)において、停電に伴い必要となる各種設備の停止及び復帰等作業時の指導、監督業務等を、実施期間内の休日において本所1日、先端分子生物科学研究センター1日実施する。

②休日において、電気工作物の異常や災害の発生等により工事、維持及び運用に関する指導・監督が必要となる場合に、電気工作物に関する保安確保のための指揮監督等の業務を行うことがある。

6. 作業従事者の必要な資格等

第2種電気主任技術者以上の免状を有し、当研究所の電気主任技術者として専任することを承諾できる者とする。

7. 提出書類

(1) 責任者届	1部	契約後速やかに
(2) 工程表	1部	契約後速やかに
(3) 作業報告書	1部	原則、作業終了後速やかに
(4) その他当研究所が必要とする書類	必要部数	随時

※作業報告書の取りまとめ方、提出時期等は、別途、当研究所に確認すること。

8. 検収

本仕様書の定めるところに従い作業が確実に実施されたこと及び提出書類の確認をもって検収とする。

9. 特記事項

(1) 受注者は、本業務の実施時間外(夜間)に災害が発生した場合においても、当研究所が要請した場合は、当研究所の規定に基づき対象設備等の点検及び安全確保等協力のために作業従事者を派遣するものとし、これに係る費用の取扱いについては別に定めるものとする。

(2) 当研究所は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重することとする。

- (3) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者として選任する者がその保安のためにする指示に従うこととする。
- (4) 電気主任技術者として選任する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行うものとする。
- (5) 本業務における要員を変更する場合は、当研究所の合意の上、ある一定の習熟期間を設け引継ぎを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、当研究所の許可をもって行うものとする。

10. その他

- (1) 受注者は、労働基準法その他関係法令上の責任及び作業従事者の健康、安全、規律、及び風紀の維持に関する全ての責任を負うものとする。
- (2) 受注者は、「放射性同位元素等の規制に関する法律」、「動物の愛護及び管理に関する法律」等関係法令及び当研究所が定める「放射線障害予防規程」等各種規定・要領を遵守するものとする。
- (3) 受注者は、当研究所の規定に基づき実施される教育・訓練等に関して作業従事者を適宜参加させるものとする。
- (4) 作業従事者は、本業務の実施時間内において火災、津波、地震、落雷、停電等の災害が発生した場合は、当研究所の規定に基づき対象設備等の点検を行うものとする。ただし、津波に関する警報等が発令された場合は当研究所外へ避難する場合がある。
- (5) 本業務遂行中に作業従事者が被った災害については、当研究所側の原因により生じた災害を除き当研究所は責任を負わないものとする。
- (6) 受注者は、当研究所が伝染病の疾病（新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等）に対する対策を目的として対処方針等を定めた場合には、これに協力するものとする。
- (7) 業務終了前においては、本仕様書に定める業務の他に引継ぎ等の業務を行う場合がある。
- (8) その他、業務遂行に必要で本仕様書に定めのない事項が発生した場合は、当研究所と受注者間で協議し、合意のもとに実施するものとする。

以 上

○環境科学技術研究所電気工作物保安規程

〔 6 達第 1 号 〕
平成 6 年 9 月 1 日
改正 平成 12 年 7 月 24 日
平成 16 年 5 月 6 日
平成 17 年 5 月 17 日
平成 23 年 3 月 28 日
平成 24 年 3 月 26 日
平成 25 年 6 月 28 日
平成 28 年 8 月 29 日
平成 31 年 4 月 11 日

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 公益財団法人 環境科学技術研究所（以下「当研究所」という。）における電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法第 42 条第 1 項の規定に基づきこの規程を定める。

(法令及び規程の遵守)

第 2 条 当研究所の職員等（役員、職員、特任相談役、調査役、特別研究員及びこれらに準ずる者）は、電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

(細則の制定)

第 3 条 この規程を実施するため必要と認める場合には、別に細則を制定するものとする。

(規程の改正等)

第 4 条 総務部長は、この規程の改正又は前条に定める細則の制定又は改正に当たっては、電気主任技術者（以下「主任技術者」という。）の参画のもとに立案し、理事長がこれを決定するものとする。

第 2 章 保安業務の管理運営体制

(保安業務の監督)

第 5 条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務組織は次に定めるところによるものとする。

- (1) 理事長は、当研究所の保安業務を総括管理する。
- (2) 主任技術者は、法令及びこの規程に基づく保安監督の職務を遂行するために主任技術者の資格を有している者の中から理事長が選任する。
- (3) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する組織系統図は別表第 1 - 1 のとおりとする。
- (4) 保安業務に係る職位及び所掌業務は別表第 1 - 2 のとおりとする。

(設置者の義務)

第 6 条 理事長は、電気工作物に関する保安上重要な事項を決定又は行うときは、主任技術者の意見を求めるものとする。

- 2 理事長は、主任技術者の電気工作物に係る保安に関する意見を尊重するものとする。
- 3 総務部長は、法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物に係る保安に関係がある場合には、主任技術者の参画のもとにこれを立案し、理事長が決定するものとする。
- 4 理事長は、所管官庁が法令に基づいて行う検査には、主任技術者を立ち合わせるものと

する。

(主任技術者の義務)

第7条 主任技術者は、理事長を補佐し、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の業務を総括するものとする。

2 主任技術者は法令及びこの規程を遵守し、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。

3 主任技術者は、法定自主検査において、検査の指導、監督を行うものとする。

(職員等の義務)

第8条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、主任技術者がその保安のためにする指示に従うものとする。

(主任技術者不在時の措置)

第9条 理事長は、主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合にその業務の代行を行う者（以下「代務者」という。）を職員等の中からあらかじめ指名しておくものとする。

2 代務者は、主任技術者の不在時には、主任技術者に指示された職務を誠実に行うものとする。

(主任技術者の解任)

第10条 主任技術者が次の各号の一に該当する場合は、解任することができるものとする。

(1) 主任技術者が病気により欠勤が長期にわたり又は精神障害等により、保安の確保上不適当と認められたとき。

(2) 主任技術者が法令又はこの規程に定めるところに違反し、又は怠って保安の確保上不適当と認められたとき。

(3) 主任技術者が刑事事件により起訴されたとき。

2 前項に該当する場合又は主任技術者が転任、退職等の場合のほか、正当な理由なしに解任されないものとする。

第3章 保安教育

(保安教育)

第11条 総務部長は、電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対し、電気工作物の保安に関し必要な知識及び技能の教育を行うものとする。

(保安に関する訓練)

第12条 総務部長は、電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対し、災害その他電気事故が発生した時の措置について年1回以上実地指導訓練を行うものとする。

第4章 工事の計画及び実施

(工事計画)

第13条 総務部長は、電気工作物の設置、改造等の工事計画を立案するにあたっては、主任技術者の意見を求めるものとする。

2 総務部長は、電気工作物の安全な運用を確保するために電気工作物の主要な修繕工事及び改良工事（以下「補修工事」という。）の計画を立案し、理事長の承認を得て行うものとする。

3 前項の計画は、当研究所の各部門と連絡を緊密にし、主任技術者にその意見を聞いて行うものとする。

(工事の実施)

第14条 総務部長は、電気工作物の工事の実施にあたっては、当研究所の業務活動等と調整を図り、理事長の承認を得てこれを実施するものとする。

- 2 総務部長は、電気工作物に関する工事の実施に当たっては、必要に応じ作業責任者を選任し、主任技術者の監督のもとにこれを施工するものとする。
- 3 総務部長は、電気工作物に関する工事を他の者に請負わせる場合には常に責任の所在を明確にしておくものとする。
- 4 総務部長は、電気工作物に関する工事が完成した場合には主任技術者の検査を受け、保安上支障のない事を確認して使用するものとする。
- 5 総務部長は、工事の実施に当たっては、その保安を確保するため別に定める作業心得によって行わなければならない。
- 6 総務部長は、法定自主検査が定められている電気工作物に関して、別に定める体制にて自主検査を行い、法令に従い自主検査記録を保存するものとする。
- 7 作業心得は、次の各号について定めるものとする。
 - (1) 停電範囲と停電時間及び作業用器具等の準備状況の主任技術者による確認
 - (2) 作業時間、停電時間及び危険区域の表示
 - (3) 停電中のしゃ断器及び開閉器の誤操作の防止措置
 - (4) 作業責任者の指名とその責任
 - (5) 作業終了時の点検及び測定

第5章 保 守

(巡視、点検及び測定)

第15条 電気工作物の保安を確認するための巡視、点検及び測定は別表第2に定める巡視点検測定並びに手入基準により行うものとする。

- 2 主任技術者は、別表第2に定める巡視点検測定並びに手入基準により電気工作物の保守業務の指導監督を行うものとする。
- 3 総務部長は、第1項の実施に当たって、当研究所の業務活動等と調整を図り年度計画を作成し、理事長の承認を得て計画的に実施するものとする。

第16条 総務部長は、巡視、点検又は測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときは、主任技術者の意見を聞き直ちに当該電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止し又は制限する等の措置を講じ常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

(事故の再発防止)

第17条 総務部長は、事故その他異常が発生した場合に、必要に応じ臨時に精密点検を行いその原因を究明し、主任技術者の意見を聞き直ちに再発防止に遺漏ないよう措置するものとする。

第6章 運転又は操作

(運転又は操作等)

第18条 電気工作物の運転又は操作の基準は別に定める細則によるものとする。

- 2 前項の細則は、次の各号について定めるものとする。
 - (1) 平常時及び事故その他の異常時における電気工作物の運転又は操作を要する機器の操作順序及び運転方法並びに指令系統及び連絡系統
 - (2) 電気工作物の軽微な事故を修理又は使用停止、若しくは使用制限する等の応急処置並びに報告又は連絡要領
 - (3) 東北電力株式会社との連絡事項
 - (4) 緊急時に連絡すべき事項、連絡先及び連絡方法の提示

第7章 災害対策

(防災体制)

第19条 総務部長は、台風、洪水、地震、火災、その他の非常災害にそなえて、電気工作物に関する保安を確保するために、防災思想を職員等に徹底し、応急資材を備蓄するとともに、災害発生時の措置に関する研究所内の体制をあらかじめ整備し、並びに関係機関との協力体制及び連絡体制を整備しておくものとする。

第20条 主任技術者は、非常災害発生時において電気工作物に関する保安を確保するための指揮監督を行う。

2 主任技術者は、災害等の発生に伴い危険と認められるときは、直ちに当該範囲の送電を停止することができるものとする。

第8章 記録

(記録)

第21条 総務部長は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録は次の各号について記録し、これを必要な期間保存するものとする。また、記録内容については、別に細則で定めるものとする。

- (1) 竣工図面
- (2) 工事に関する記録
- (3) 補修工事記録
- (4) 巡視、点検及び測定記録
- (5) 電気事故の記録

2 主要電気機器の補修記録は細則に定める設備台帳により記録し、必要な期間保存するものとする。

第9章 責任の分界

(責任の分界点)

第22条 東北電力株式会社の設置する電気工作物との保安上の責任分界点及び財産上の分界点は需給契約書に定めるとおりとする。

(研究所の構内)

第23条 研究所の構内は別図1及び別図2のとおりとする。

第10章 整備その他

(危険の表示)

第24条 受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所であって、危険の恐れのあるところには、人の注意を喚起するよう表示を設けるものとする。

(測定器具類の整備)

第25条 総務部長は、電気工作物の保安上必要とする測定器具類を整備し、これを施設安全係において適正に保管するものとする。

(設計図等の整備)

第26条 総務部長は、電気工作物に関する設計図、仕様書、取扱い説明書等について必要期間、保存するものとする。

(手続き書類等の整備)

第27条 総務部長は、関係官庁、電気事業者等に提出した書類及び図面その他主要文書については、その写しを必要期間、保存するものとする。

附 則

この規程は平成5年1月27日から施行する。

附 則

この規程は平成6年9月1日から施行する。

附 則（平成12年7月24日12達第21号）

この規程は平成12年7月24日から施行する。

附 則（平成16年5月6日16達第5号）

この規程は平成16年5月6日から施行する。

附 則（平成17年5月17日17達第11号）

この規程は、平成17年5月17日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成23年3月28日23達第18号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月26日24達第66号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月28日25達第26号）

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

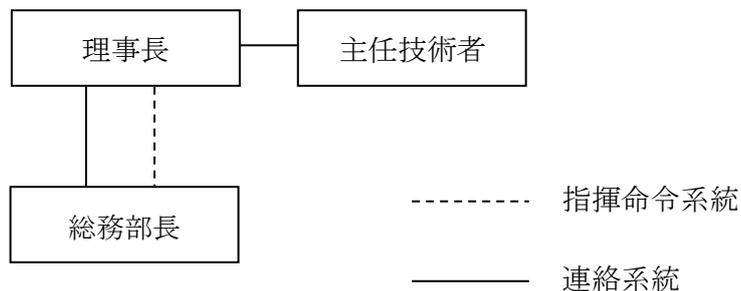
附 則（平成28年8月29日28達第14号）

この規程は、平成28年9月1日から施行する。

附 則（平成31年4月11日31達第14号）

この規程は、平成31年4月11日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

電気工作物の工事、維持及び運用に関する組織系統図



保安業務に係る職位及び所掌業務

理 事 長	総務部長
<p>理事長は、当研究所の総務部長を指揮して研究所運営を総括管理するため次の機能を遂行する。</p> <p>1. 決定事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度計画事項 ・重大事故に関する事項 ・災害対策に関する事項 <p>2. 立案事項</p> <p>3. 報告を受けるべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務部長及び主任技術者の主要業務執行内容 <p>4. 調整を図る事項</p>	<p>総務部長は理事長の指揮を受け、職員等を指揮命令し、次の機能を遂行する。</p> <p>1. 決定事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準の設定 ・運転作業の運用 ・工事施工検収 ・軽易な工事の管理 ・軽易な事故処理 ・保全作業の運用 <p>2. 立案・実施事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度計画 ・工事計画 ・測定器具類の整備 <p>3. 報告を受けるべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員等の業務執行内容 ・職員等の日常業務で指揮した事項 <p>4. 調整を図る事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究所の業務執行 ・教育に関する事項

巡視点検測定並びに手入基準（その1）

対象	項目	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測定				
		No	周期	点検箇所のねらい	No	周期	点検箇所のねらい	No	周期	点検箇所のねらい	No	周期	測定項目		
受電設備	ガス絶縁開閉装置 ◎	1	1日	外観点検 発錆、損傷、汚損 ボルト類の緩み ガス圧力の確認 (周囲温度も記録)	1	3年	電動、手動開閉操作試験	1	6年	密度スイッチ圧力計の確認	1	1年	接地抵抗測定		
		2	1日	ガス圧力の確認 (周囲温度も記録)	2	3年	機構部注油、清掃				2	6年	ガスリークテスト		
		3	1日	開閉表示器及び動作回数計の確認							3	6年	ガス中水分量測定		
	ガス遮断器 ◎	1	1日	ガス圧力の確認 (周囲温度も記録)	1	3年	電動、手動開閉操作試験	1	6年	密度スイッチ圧力計の確認	1	1年	接地抵抗測定		
		2	1日	開閉表示器及び動作回数計の確認	2	3年	機構部注油、清掃				2	6年	ガスリークテスト		
		3	1日							3	6年	ガス中水分量測定			
		4	1日						4	6年	制御回路及び主回路絶縁抵抗測定				
	負荷時タップ切替変圧器 ◎	1	1日	外観点検 発錆、損傷、汚損 変形、ボルト類の緩み、音響、振動、油漏れ	1	1年	ブッシング外観点検 (破損、汚損、油漏れ)	1	7年	切替器内部点検	1	1年	接地抵抗測定		
		2	1日	本体油温の確認 (周囲温度も記録)	2	1年	本体清掃				2	1年	絶縁抵抗測定		
		3	1日	本体及び切替器室油面計の確認	3	1年	切替器機構部点検 清掃				3	1年	本体絶縁油の一般分析、ガス分析		
		4	1日	吸湿呼吸器の変色状態の確認	4	1年	本体及び切替器室放圧装置点検				4	1年	切替器室絶縁油の耐圧、酸化測定		
	配電設備 (屋外配線路を含む)	配電盤 ◎、○	1	1週間	計器の異常、表示灯の異常	1	1年	裏面配線の塵埃、汚損、損傷、過熱、緩み、断線	1	2年	各部の損傷、過熱、緩み、断線、接触、脱落	1	1年	絶縁抵抗測定	
2			1週間	操作、切替開閉器等の異常、その他必要事項	2	1年	接地線接続部	2	2年	端子配線符号	2	1年	接地抵抗測定		
										3	1年	保護継電器の動作特性			
										4	2年	シーケンス試験			
電力用コンデンサ ◎、○		1	1週間	外観点検 漏油、汚損、音響、振動	1	1年	各部の損傷、腐食				1	1年	絶縁抵抗測定		
		蓄電池 ◎	1	1週間	外観点検 液面、沈殿物色相、極板湾曲、隔離板、端子の緩み、損傷	1	1年	端子等の腐食、損傷、耐酸塗料の剥離	1	3年	充電装置の内部	1	1年	比重測定	
					2	1年	床面の腐食損傷				2	1年	液面測定		
					3	1年	充電装置の動作状況				3	1年	各電池の電圧測定		
断路器 ◎、○		1	1週間	外観点検 接触子の変色、緩み、汚損、異物付着	1	1年	接触子の荒れ具合確認、清掃						1	1年	絶縁抵抗測定
					2	1年	機構部注油、清掃								
					3	1年	操作試験								
		遮断器 ◎、○	1	1週間	外観点検 汚損、損傷、過熱、発錆	1	1年	各部の損傷、腐食、過熱、発錆、変形、緩み	1	3年	開閉特性試験 (開極投入時間測定、最低動作電圧測定)	1	1年	絶縁抵抗測定	
2	1週間		指示、点灯	2	1年	操作試験				2	1年	接地抵抗測定			
3	1週間		その他必要事項	3	1年	付属装置の状態				3	3年	開閉特性試験			
			4	1年	接地線接続部										

◎：環境科学技術研究所側

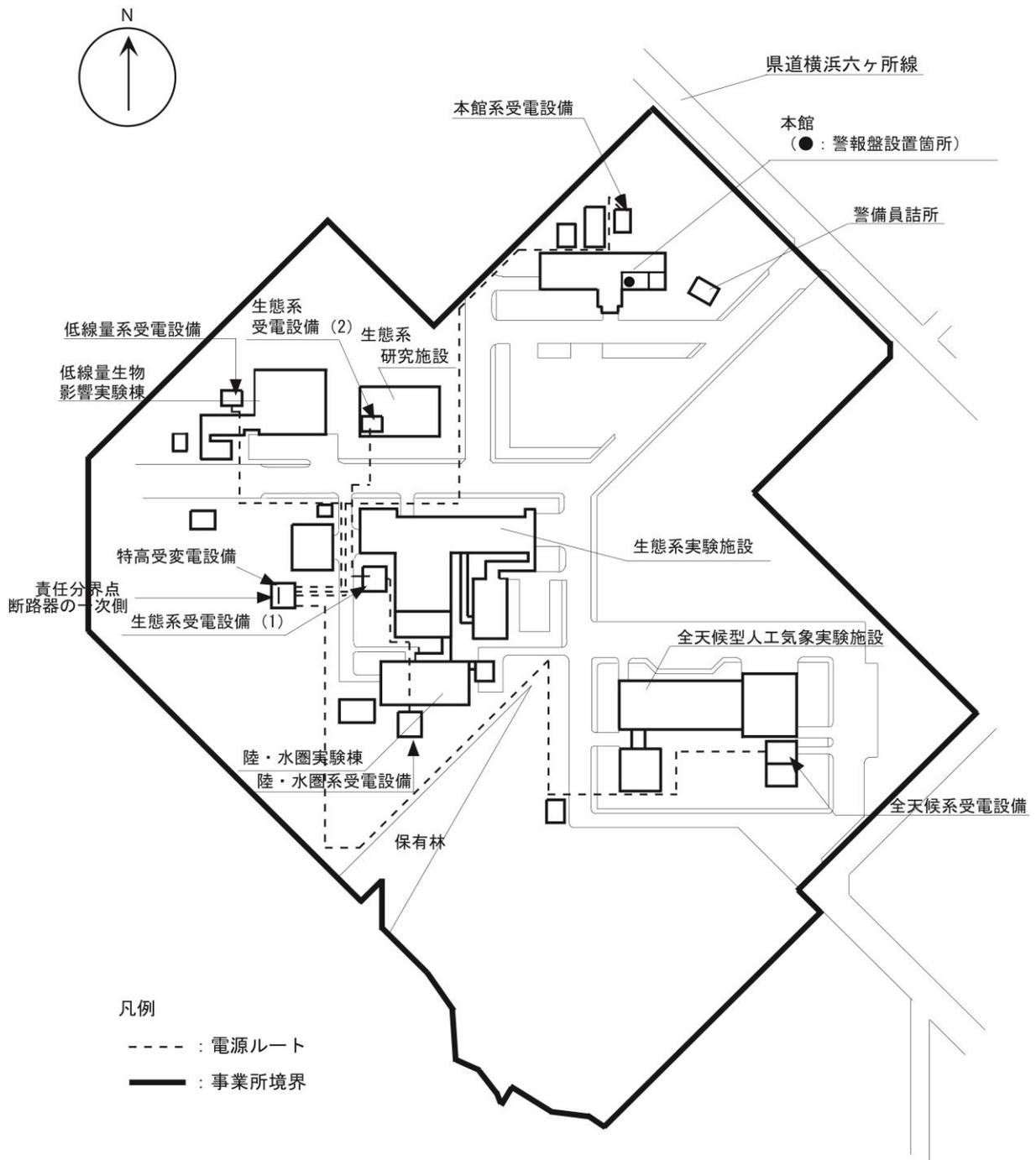
○：先端分子生物科学研究センター側

巡視点検測定並びに手入基準 (その2)

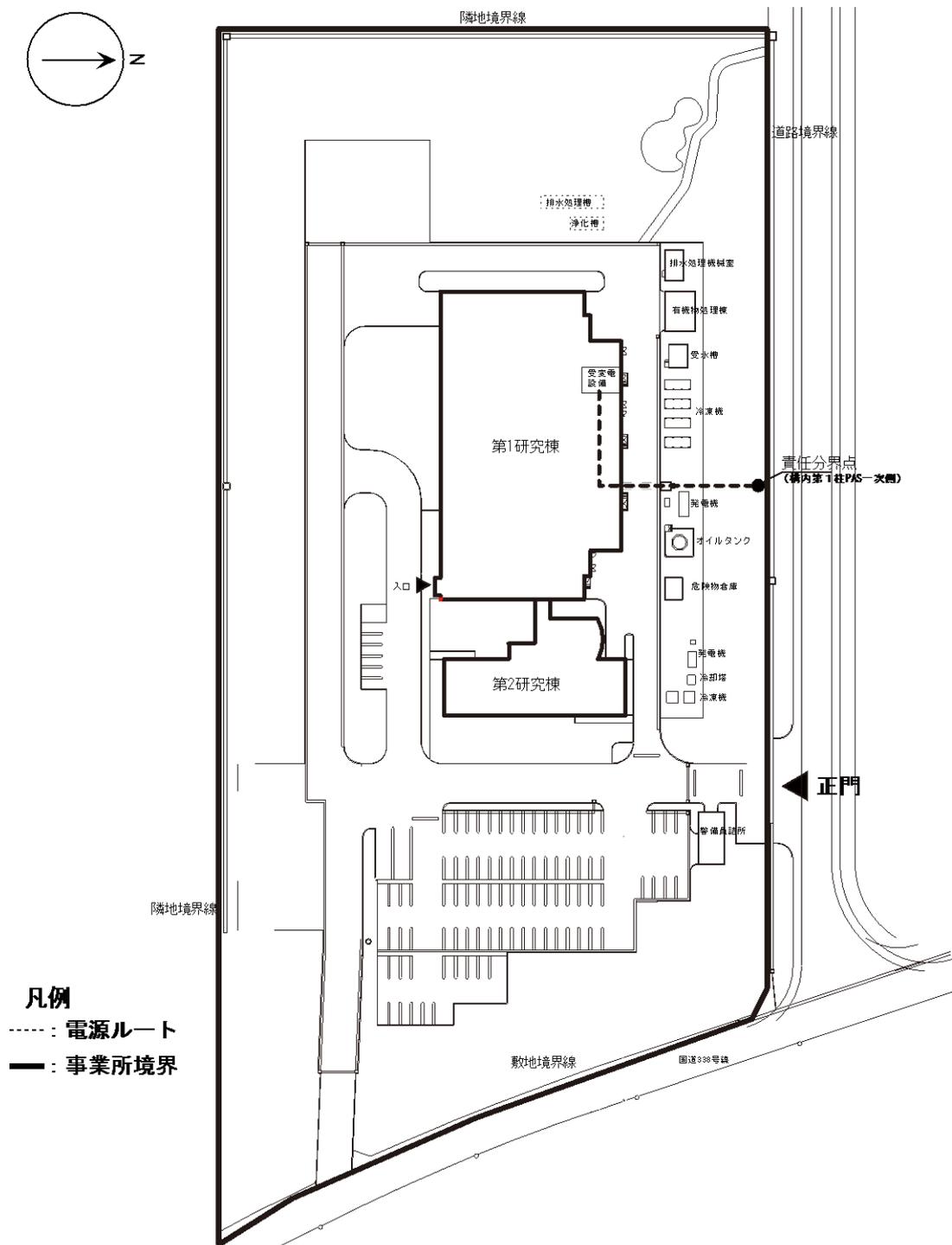
項目 対象	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測定				
	No	周期	点検箇所のねらい	No	周期	点検箇所のねらい	No	周期	点検箇所のねらい	No	周期	測定項目		
配電設備 (屋外配電線路を含む)	開閉器類 ◎、○	1	1週間	外観点検 汚損、損傷、過熱、 発錆	1	1年	各部の損傷、腐食、 過熱、発錆、変形、 緩み				1	1年	絶縁抵抗測定	
		2	1週間	指示、点灯	2	1年	操作試験							
		3	1週間	その他必要事項	3	1年	付属装置の状態							
	配電用変圧器 ◎、○	1	1週間	外観点検 漏油、汚損、音響、 振動、温度	1	1年	各部の損傷、腐食、 発錆、緩み、汚損、 油量	1	5年 ～ 10年	内部についての点 検(コイル、接続部 リード線、鉄心、 その他各部)	1	1年	絶縁抵抗測定	
		2	1年		2	1年	接地線接続部				2	1年	接地抵抗測定	
	電線及び支持物 ◎、○	1	1週間	外観点検 電線の高さ及び他の 工作物、受器との 距離	1	1年	電柱、枕木、碍子 支持、支柱保護網 等の腐食損傷				1	1年	絶縁抵抗測定	
		2	1週間	標識、保護柵の状 況	2	1年	電線取付状況							
	ケーブル ◎、○	1	1週間	ヘッド、接続箱、 分岐箱等接続部の 過熱、腐食損傷、 及びコンパウンド 油汚れ	1	1年	ケーブル腐食、亀 裂損傷				1	1年	絶縁抵抗測定	
		2	1週間	布設部の無断掘削										
		3	1週間	標識、他物との距 離										
	負荷設備	電動機 その他回転機 ◎、○	1	1日	音響、回転、過熱、 異臭、給油状況等 について注意する	1	1年	音響、振動、温度 各部の汚損、緩み、 損傷、伝達装置の 異常	1	3年	温度上昇等を考慮 し内部分解点検、 コイル、軸受け、 通風、付属装置等 の手入れ	1	1年	絶縁抵抗測定
			2	1年		2	1年				2	1年	接地抵抗測定	
電熱乾燥装置 ◎、○		1	1日	温度、変形、損傷 等について注意す る	1	1年	各部の変形、損傷、 緩み、可燃物との 離隔状況				1	1年	絶縁抵抗測定	
		2	1週間	接続部変色、過熱 熱線の腐食、接続 部										
照明設備 ◎、○	1	1日	異音、汚損、不点	1	1年	照明効果、汚損、 損傷、音響、温度、 コンパウンド油漏 れ				1	1年	絶縁抵抗測定		
配線 ◎、○	1	1週間	開閉器の点検 湿気、塵埃等に注 意	1	1年	開閉器、機具の接 続				1	1年	絶縁抵抗測定		
非常用予備発電設備	原動機関係 ◎、○	1	1週間	燃料系統からの漏 油及び貯留	1	1年	機関主要部分の分 解	1	3年	内燃機関の分解				
		2	1週間	機関の始動停止										
	発電機関係 ◎、○	1	1週間	電動機その他回転 機と同じ	1	1年	電動機その他回転 機と同じ	1	1年	電動機その他回転 機と同じ	1	1年	絶縁抵抗測定	
										2	2年	接地抵抗測定		
										3	3年	継電器試験		

◎：環境科学技術研究所側

○：先端分子生物科学研究センター側



公益財団法人 環境科学技術研究所 構内図



公益財団法人 環境科学技術研究所 先端分子生物科学研究センター
構内 平面図